

食料・農業・農村基本計画（抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

（3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。このことは、経営の規模拡大や効率化、あるいは集落営農の組織化といった政策方向を否定するものではなく、むしろ推進するものである。

一方で、農業は、地域ごとの気象や土壌といった自然条件や大消費地との距離等の社会条件に大きく左右されることから、適地適作を基本として、地域の実情を踏まえた政策体系を構築することが重要である。したがって、こうした政策体系の下で、大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、各々の創意工夫を活かしながら営農の継続・発展を目指していくことができるよう、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援する施策を展開していくこととする。

こうした多様な努力・取組の結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す。このため、地域の関係機関が一体となって支援を行う体制により、技術や経営能力の向上等の取組を促進する。また、離農農家や負債を抱える農家の経営資源の円滑な継承のあり方について検討を進める。

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

ア 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促す。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用にあたっては、制度の趣旨や仕組みについて理解を深めるための周知を徹底するとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。

資料：農林水産省「食料・農業・農村基本計画」より抜粋

平成22年4月1日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料

イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。

ウ 法人経営の育成・確保

農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る。このため、人材の育成、施設・機械の整備、資金調達の円滑化等を推進するとともに、法人化を目指す農業者や農業への参入を希望する会社、NPO（非営利団体）等に対する情報提供等の取組を推進する。また、経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組を促進する。

(略)

④ 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化等を推進する。

農業改良資金の貸付対象者

1. 認定農業者
2. 認定就農者
3. 次の要件を全て満たす主業農業経営の経営者
 - (ア) 農業所得が総所得の過半（法人は農業の売上高が総売上高の過半）、又は農業粗収入益が200万円以上（法人は1,000万円以上）
 - (イ) 主として農業経営に従事すると認められる者がいること（法人は常時従事者である構成員）
 - (ウ) 個人の農業者で60歳以上のときは、その後継者が主として農業に従事しており、将来においても主として農業に従事する見込みがあること
 - (エ) 簿記記帳を行っていること
4. 1から3までの家族農業経営の経営主以外の農業者で、次のことが明確になっている家族農業経営協定を締結している者
 - (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること
 - (イ) その部門の経営の危機負担及び収益の処分権があること
5. 次の要件のすべてを満たす集落営農組織
 - (ア) 定款・規約を有すること
 - (イ) 一元的に経理を行っていること
 - (ウ) 原則5年以内に法人化する計画を有すること
 - (エ) 農用地の利用集積の目標を定めていること
 - (オ) 主たる従事者が市町村基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること
6. 1～4の者が全構成員の過半を占める集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体
7. 持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー
8. 農商工等連携事業計画を策定し認定を受けた農業者等
9. 農林漁業有機資源バイオ燃料の生産製造連携事業計画を策定し認定を受けた農業者等
10. 米穀新用途利用促進法の生産製造連携事業計画を作成し認定を受けた事業者等

資料：農林水産省「農業改良資金制度運用基本要領」より山田事務所作成

平成22年4月1日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料

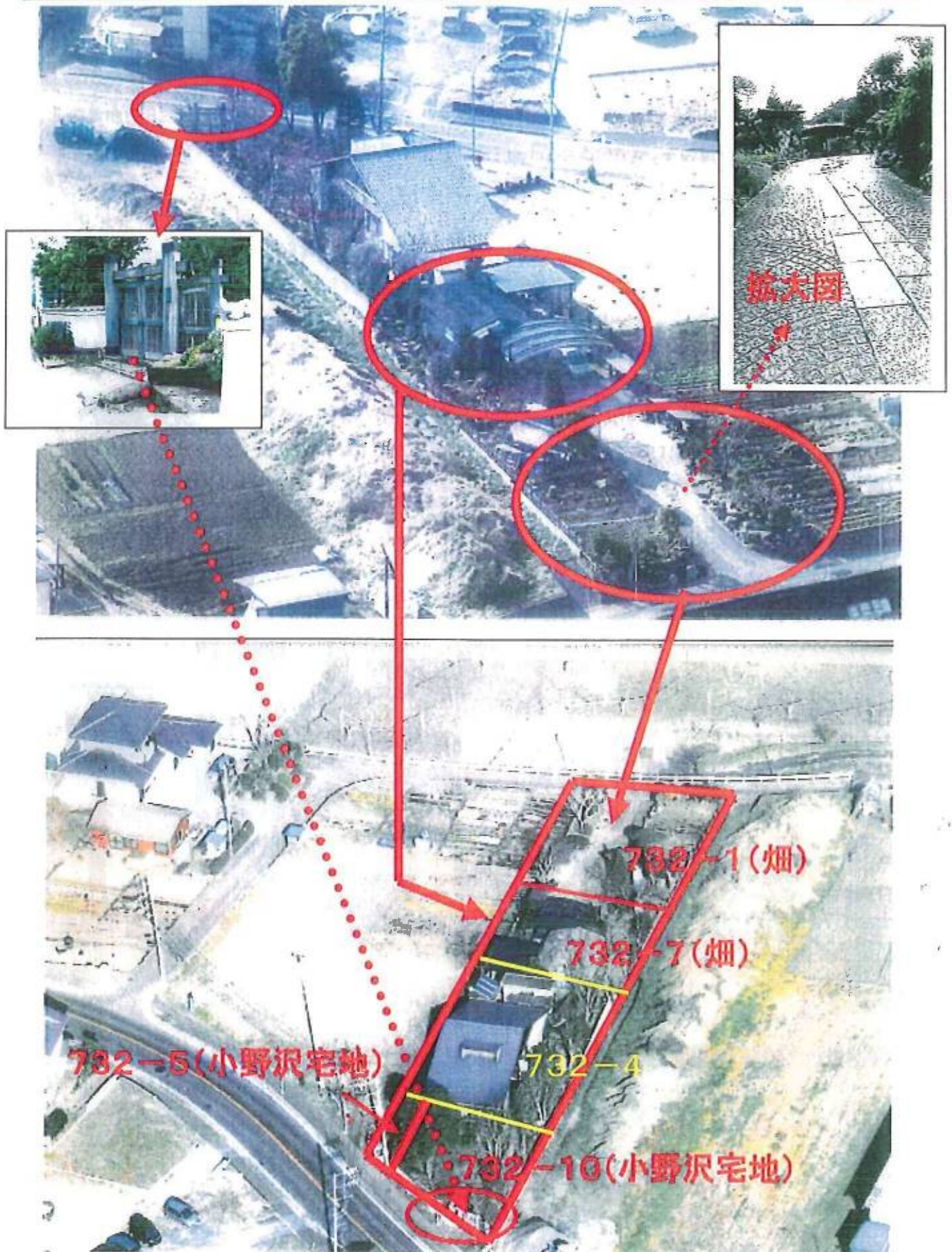
農業近代化資金の貸付条件 (千葉県北総地域 (印旛、海匝、香取、山武郡市))

機械の種類		機械の大きさ	利用規模の下限 (ha)				備考	
種類	類別		田	畑	草地	果樹園	桑園	施設内
トラクター	車輪式の乗用型トラクターであって、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの。	18Ps以上～25Ps未満 25Ps以上～35Ps未満 35Ps以上～55Ps未満 55Ps以上～85Ps未満 85Ps以上	1 7 10	9 13 15(10) 30(15)	収穫調整用機械との組合せにより決まる。	2 3	3	2 3
チェンソー	トレンチャーであって、その原動機(トラクターとう類)のものにあっては、当該トラクターの原動機の連続定格出力が8馬力以上のもの。	8Ps以上(自走式歩行型) 15Ps以上(とう式) 18Ps以上(自走式乗用型)	4 5 10	1 2 -	5 7 13	4 7 13(8)	4 4 -	1 2 -
田植機	土付き専用の田植機であって、その補助条数が6条(乗用型のもの)にあっては、4条)以上のもの。	4～5条植(乗用型) 6条植(自走式) 8条植以上(乗用型)	5 7(5) 12	-	-	-	-	-
噴霧機	トラクターとう類式もしくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は、自走式の防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出量が30ℓ/分以上の動力噴霧機、その常用回転速度、常用風速及び常用風量における粉剤吐出量が5kg/分以上の動力粉剤散布機にその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出量が20ℓ/分以上のスビードスプレヤー。	薬液吐出量 (30ℓ/分以上～55ℓ/分未満) " (55ℓ/分以上)	10 20	5 10	-	-	-	-
散粉機	トラクターとう類式もしくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は、自走式の防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出量が30ℓ/分以上の動力噴霧機、その常用回転速度、常用風速及び常用風量における粉剤吐出量が5kg/分以上の動力粉剤散布機にその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出量が20ℓ/分以上のスビードスプレヤー。	粉剤吐出量 (5kg/分以上～8kg/分未満) " (8kg/分以上)	15 25	10 20	-	-	-	-
スプレード	トラクターとう類式もしくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は、自走式の防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出量が30ℓ/分以上の動力噴霧機、その常用回転速度、常用風速及び常用風量における粉剤吐出量が5kg/分以上の動力粉剤散布機にその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出量が20ℓ/分以上のスビードスプレヤー。	薬液吐出量 (20ℓ/分以上～50ℓ/分未満) " (50ℓ/分以上～70ℓ/分未満)	-	-	-	2 3	-	-
コンバイン	コンバインであって、その刃幅が0.8m以上のもの。	自陸型 (刃幅0.8m以上～1.2m未満) " (1.2m以上～1.6m未満) " (1.6m以上) 普通型 (刃幅0.8m以上～2.5m未満) " (2.5m以上～3.5m未満)	5 9 13 18(6) 28	5 7 12 17(6) 20	-	-	-	-
ハーベスター	畑作物用の収穫機のうち、フォークレージハーベスターで牧草刈り取り時の刃幅が1m(割草装置を有するもの)にあっては0.8m)以上のもの。	刃幅0.8m以上～1.0m未満(割草装置を有するもの) " 1.0m以上～1.2m未満 " 1.2m以上～1.5m未満 " 1.5m以上 " 2.2m以上(乗用型)	7 7 10 15(23) 115	7 7 10 15(23) 115	7 7 10 15(23) 115	-	-	-
スハダグレーブ	集束型のビーンハンベスター。	1条刈り(自走式歩行型)大豆刈取専用	3	3	-	-	-	-
散堆機	自走式(乗用型)であって、積取量500kg級のものと及びトラクターけん引式で積取量1,000kg級のものの。	500kg級自走式(乗用型) 1,000kg級トラクター(けん引式)	10 8	10 8	-	-	-	-
シベリッ	最大設計流量の3/4が300kg級はおおむね300kg/時、500kg級はおおむね500kg/時のもの。	300kg級(定置式) 500kg級(自走式) 500kg級トラクターマウント式	3 4	3 4	-	-	-	-

資料：千葉県農林部農政課「農業近代化資金関係規程集」より抜粋 (P178, 179)

平成22年4月1日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料

輿石議員宅の農地違反転用事例



資料：小里泰弘事務所作成

平成 22 年 4 月 1 日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料